



(様式1)

県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者の公募について

最総河第134号
平成24年12月10日

最上総合支庁建設部長



県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者を下記のとおり公募しますので、希望者は下記に基づき、申込書を提出してください。

記

1. 公募内容

(1) 伐採場所(河川、区間)

- ① 一級河川 泉田川(左右岸) 新庄市大字十日町地内(1工区)
- ② 一級河川 泉田川(左右岸) 新庄市大字十日町地内(2工区)

(2) 伐採期間

手続き完了の日から平成25年3月28日

(3) 伐採区間の距離・面積

- ① 延長95m、面積9、100㎡
- ② 延長95m、面積9、100㎡

(4) 伐採対象木の種類・推定量

- ① アカシア・柳・クルミ 0.04本/㎡
- ② アカシア・柳・クルミ 0.04本/㎡

(5) 補助金の有無及び金額

- ① 補助金有り 115円/㎡
- ② 補助金有り 115円/㎡

(6) 放射性セシウム測定結果及び利用制限

- ・対象木の放射性セシウム濃度(※1)
- ・利用制限はありません。

※1 放射性セシウム濃度は乾燥量の最大値(セシウム134とセシウム137の合計値)

(指標値) 調理用加熱用薪 40ベクレル/kg

きのこ原木・ほだ木 50ベクレル/kg

(指標値根拠)「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について(H23.11.2付け林野庁林政部経営課長等通知)」及び「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について(H24.8.30付け林野庁林政部経営課長等通知)」

2. 申込書の提出先

提出期限：平成25年 1月18日(金)

提出先：最上総合支庁建設部河川砂防課(支障木担当)

3. 留意事項

- (1) 県が管理する河川区域内の支障木撤去の促進と有効利用を目的とするものであること。
- (2) 河川管理上の支障にならない範囲での取扱いとするものであること。
- (3) 申込者が伐採等を行う際は、伐採木付近の民地所有者からの立ち会い等により了解を得て行うこと。万が一、問題が生じた場合は、申込者の責任において解決すること。
- (4) 伐採等の期間は、漁業等に配慮して11月から翌年3月末までを原則とすること。
- (5) 伐採利用において不要となるものについては、申込者の責任で適正に処理すること。例えば、伐採後の枝葉等をそのまま置き去りにしたり、下流に流したり、または不法に投棄してはならない。
- (6) 支障木の伐採・処分に係る経費は、県からの補助金を除き申込者の負担とするものであること。
- (7) チェーンソー等を使用する場合は十分に注意すること。
- (8) 公募者が複数の場合は、取扱要領に基づき認定者を決定する。